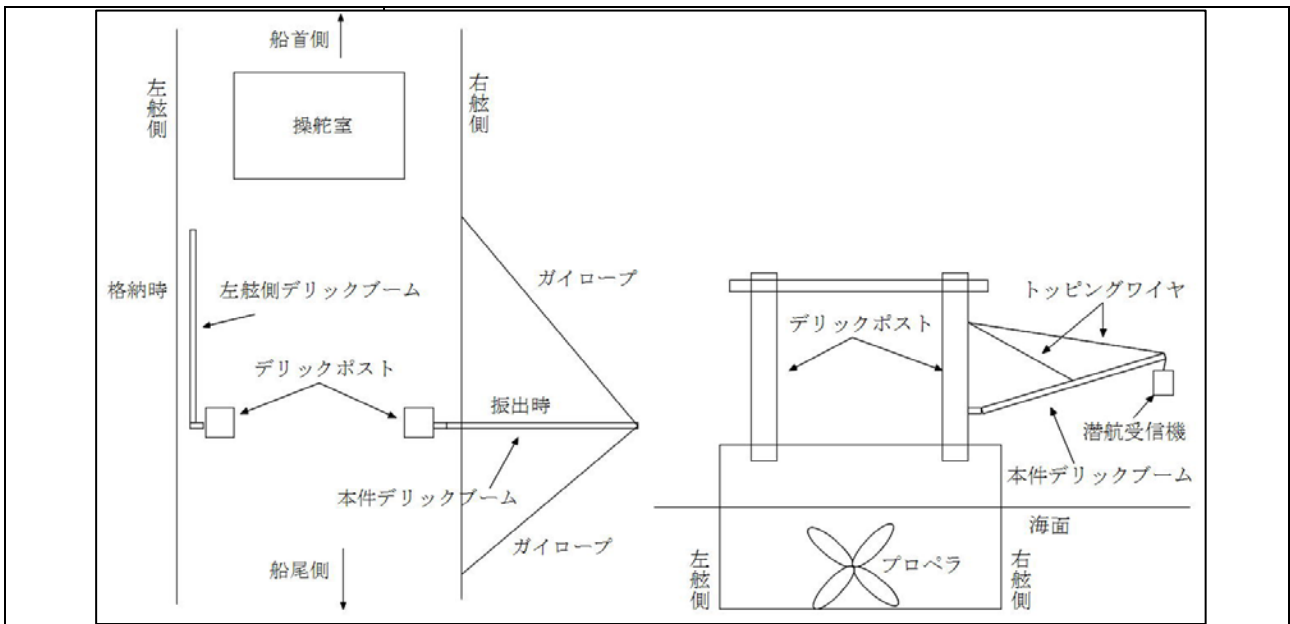


船舶事故調査報告書

平成24年12月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年3月30日 04時25分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼東方沖 銚子市所在の犬吠埼灯台から真方位088° 1,598海里付近 （概位 北緯32° 47′ 東経172° 47′）
事故調査の経過	平成24年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五 ^{だいらん} 大林丸、285トン HK1-1350（漁船登録番号）、稚内海洋株式会社 58.06m×10.20m×6.23m、鋼 ディーゼル機関、1,912kW、昭和62年5月11日
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和52年6月17日 免状交付年月日 平成21年12月8日 免状有効期間満了日 平成27年2月21日 甲板員A 男性 48歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	右舷ネットレコーダー用デリックブーム折損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか19人が乗り組み、平成24年3月22日から、犬吠埼東方沖の天皇海山付近の漁場において、遠洋底びき網漁を開始した。 本船は、3月30日04時20分ごろ漁場移動のため、約12ノットの速力で南南東進中、右舷ネットレコーダー用デリックブーム（以下「本件デリックブーム」という。）の先端部が折損して海中に落下しているのが発見された。 船橋当直者からの連絡を受けた船長は、直ちに船橋に入り、船速を減じた上、乗組員に対して海中に落下したネットレコーダー用潜航受信機（以下「潜航受信機」という。）及び本件デリックブームの回収を指示した。 指示を受けた通信長、甲板員A及び機関員は、本件デリックブーム

	<p>が設置されている右舷デリックポスト付近に行き、潜航受信機の回収作業を行おうとしてハンドレール付近にいたところ、04時25分ごろ本件デリックブームが落下して甲板員Aの右側後頭部を直撃した。</p> <p>甲板員Aの負傷の連絡を受けた船長は、船舶所有者に報告し、船舶所有者から海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、海上保安庁の指示に従ってアメリカ合衆国領ミッドウェー島に入り、甲板員Aは、ミッドウェー島からアメリカ合衆国ハワイ州ホノルルの病院に搬送されて応急処置が施され、その後、日本の病院に移り、顔面瘀痕拘縮及び頬骨変形治癒骨折と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5～6、視界 良好</p> <p>海象：波高約2mのうねり</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船首部に操舵室を設け、その後方の甲板上にトロールウインチを置き、船体中央の両舷の甲板にデリックポストが、デリックポスト取付台から約2mの高さのところに支点を置くネットレコーダー用デリックブームがそれぞれ取り付けられていた。</p> <p>本件デリックブームは、全長約12.7mで、支点部分から約11.5mのところまでは1辺が約13cm四方の四角柱となっており、その先は直径約13.5cmの円柱であり、四角柱に円柱が溶接されていた。</p> <p>本件デリックブームは、航海中、船首側に向けて格納されているが、漁場到着後は船体とほぼ直角になるよう振り出され、本件デリックブーム先端から船首側及び船尾側にワイヤ（以下「ガイロープ」という。）が取られて船首尾方向が固定され、また、本件デリックブームの先端及び中央部からデリックポスト上部にもワイヤ（以下「トッピングワイヤ」という。）が取られて上下の角度が固定されており、それらのワイヤは手動ウインチによって巻き取られるようになっていた。</p> <p>潜航受信機は、ケーブルでつながれ、本件デリックブーム先端から海中に巻き出されるようになっており、ケーブルの巻出し及び巻取りは、デリックポスト船尾側に取り付けられた電動ウインチによって行われるようになっていた。</p> <p>本件デリックブームは、本事故発生当時、先端から約85cmのところ折損し、折損した部分は潜航受信機と共に海中に落下していたが、中央部からデリックポストにトッピングワイヤが取られていたため、上下の角度を保っていたものの、船首尾方向に振れていた。</p> <p>本船は、本事故後、本件デリックブームの折損部分を点検した結果、デリックブームの円柱部分は空洞になっており、折損部分は錆びて薄くなっていた。また、本件デリックブームの中央部からデリックポスト上部に取り付けられていたトッピングワイヤを巻き取る手動ウインチに巻かれていたワイヤは、乱れた状態になっていた。</p>



<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、犬吠埼東方沖の天皇海山付近において、海中に落下した潜航受信機及び本件デリックブーム先端部の回収作業中、本件デリックブームが船首尾方向に振れたことから、本件デリックブームの中央部からデリックポスト上部に取っていたトッピングワイヤが緩んで本件デリックブームが落下し、付近で作業中の甲板員Aの右側後頭部に当たり、甲板員Aが頭部を負傷したものと考えられる。</p> <p>本件デリックブームは、経年使用による腐食により、先端部付近で折損し、潜航受信機と共に海中に落下したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、犬吠埼東方沖の天皇海山付近において、海中に落下した潜航受信機及び本件デリックブーム先端部の回収作業中、本件デリックブームが船首尾方向に振れたため、本件デリックブームの中央部からデリックポスト上部に取っていたトッピングワイヤが緩んで本件デリックブームが落下し、付近で作業中の甲板員Aの右側後頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船舶所有者は、本事故後、次の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件デリックブームを新替えした。 ・ デリックブームのガイロープは、デリックブーム先端部からだけではあったが、中央部からも船首尾方向に取るようにした。